

事務連絡
平成29年7月10日

核燃料物質使用者 各位
核原料物質使用者

原子力規制委員会
原子力規制庁原子力規制部
研究炉等審査部門
核燃料施設等監視部門

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正並びに核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正及び原子力規制委員会の組織再編に伴う連絡先の変更について

平素より、原子力安全規制行政に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正並びに核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。平成29年4月14日公布)の一部(第1条関係)が、平成29年7月10日に施行されました。また、これに伴い、核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正についても、同日付で施行されましたので、お知らせします。

改正内容の詳細については、別紙1をご覧ください。

2. 原子力規制委員会の組織再編に伴う連絡先の変更について

原子力規制委員会において平成29年7月1日付で行われた組織再編に伴い、核燃料物質及び核原料物質の使用に係る規制の担当部局についても再編が行われ、連絡先が変更となりましたので、お知らせします。今後、郵送物の送付等をいただく際には、お間違えのないようお願いいたします。

変更の詳細については、別紙2をご覧ください。ご不明点等ございましたら、下記問い合わせ先までご相談ください。

今後とも、施設の安全確保、適切な保安管理に努めて頂きますよう、よろしく御願いたします。

<メールアドレス等のご登録のお願い(再送)>

原子力安全規制を円滑に行うため、以下の情報をメール等でお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。今後、核燃料物質等の規制に関する連絡等については、お知らせいただいた方にとらせていただきます。

事務処理の都合上、メールの件名は<核燃料物質等使用者の連絡先について(法人名)>でお願いいたします。また、連絡先として、別の窓口(部署等)を希望される場合は、その旨を合わせてご連絡ください。

なお、すでにご登録をいただいている方につきましては、再度のご登録は不要です。

- ・使用者名(法人名)
- ・核燃料物質(又は核原料物質)使用施設等のある住所
- ・核燃料物質(又は核原料物質)に係る窓口となる方のお名前と所属先名
- ・電話番号
- ・メールアドレス

メールの宛先:

原子力委員会 原子力規制庁
研究炉等審査部門 使用班
核燃料施設等監視部門 使用班
メールアドレス: shiyou@nsr.go.jp(共通)

~ 本件に関する問い合わせ先 ~
原子力規制委員会
原子力規制庁原子力規制部
研究炉等審査部門 使用班
電話 03 - 5114 - 2118(直通)
FAX 03 - 5114 - 2191
メールアドレス shiyou@nsr.go.jp

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正並びに核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正について

1. 経緯

平成29年7月10日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。平成29年4月14日公布)の一部(第1条関係)が施行されました。また、これに伴い、核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則についても、同日付で改正されましたので、その概要をお知らせします。

2. 改正の概要

(1) 原子炉等規制法の一部改正(第1条関係、7月10日施行)について

核燃料物質の使用者関係部分

- 核燃料物質の使用者の合併又は分割において、原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併又は分割後存続する法人等は、使用者の地位を承継する規定を新たに設けました(使用施設等の使用許可を受けた法人が存続法人であるときを除く。第55条の4関係)。
- 核燃料物質の使用者について相続があったときは、使用者の地位が承継される規定及び相続があった旨の届出を行う規定(第55条の5関係)並びに当該届出を怠ったときの罰則規定(10万円以下の過料。第83条関係)を新たに設けました。
- これまでの使用、貯蔵、廃棄及び運搬の基準を統合し、全般の保安措置要求の条文として規定しました(第56条の3第1項関係)。また、当該保安措置に違反したときは、従来から規定されていたように当該違反をもって許可の取消し等の対象となるのではなく、保安措置命令を行うことができる規定(第56条の4第1項関係)を新たに設けました。また、当該命令に対する違反があった場合には許可の取消し等ができる規定(第56条第3号関係)及び当該命令に違反したときの罰則規定(1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれを併科。第78条第8号の2関係)を併せて整備しました。
- 罰則規定が改定され、第82条の違反(核物質防護管理者選任の届出を怠った場合、運搬確認の規定に違反した場合等)に係る過料が10万円以下から20万円以下に、第83条の違反(使用許可の変更の届出を怠った場合等)に係る過料が5万円以下から10万円以下に引き上げられました。
- 今回の改正に伴い、条項番号が変更になった条文がありますので、留意願います。例えば、保安規定の根拠条文が、第56条の3から第57条に変更になりましたので、原子炉等規制法施行令第41条で定める核燃料物質の使用者におかれましては、保安規定の変更認可(承認)申請の際は、お間違えのないようにご注意ください。なお、規定の内容については変更ありません。

核原料物質の使用者関係部分

- 核原料物質使用者が解散し、または死亡したときは、その旨を原子力規制委員会へ届け出なければならない者について、法人の分割に伴い、承継した者が届け出る規定の整備を行いました。

- 罰則規定が改定され、第83条の違反(使用の変更の届出を怠った場合等)に係る過料が5万円以下から10万円以下に引き上げられました。

新旧対照表等については、原子力規制委員会ホームページを参照ください。

(<https://www.nsr.go.jp/data/000188342.pdf>)

(2)核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正について

改正内容は、平成29年5月12日付事務連絡でお知らせした通りです。なお、パブリックコメントにおけるご意見はなかったため、その後の変更はありません。

詳しくは、原子力規制委員会ホームページを参照ください。

(<https://www.nsr.go.jp/data/000188342.pdf>)

3. 使用者の合併又は分割の認可手続きの運用について

2(1)でお知らせした通り、核燃料物質の使用者の合併又は分割において、原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人等は使用者の地位を承継する規定が新たに施行されました(使用施設等の使用許可を受けた法人が存続法人であるときを除く。原子炉等規制法第55条の4関係)。

つきましては、合併又は分割を予定している使用者におかれましては、関係規定をよくご確認の上、ご不明な点があれば、できるだけ余裕をもってご相談いただき、お早めにご準備ください。なお、本処分に係る標準処理期間は、申請受付後、60日間となっております。申請に際しては、以下の点にご留意ください。詳しくは、原子力規制庁の担当者までお問合せください。

- 申請書の記載事項については、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10の2第1項を、申請書の添付書類については、同条第2項をご参照ください。
- 申請書の添付書類については、当該申請が認可基準(原子炉等規制法第55条の4第2項において準用する同法第53条第1号及び第3号)を満たすことを確認するため、原子炉等規制法第53条第1号及び第3号に適合することを説明する書類についても、併せてご提出ください。
- 原子炉等規制法施行令第41条で定める核燃料物質の使用者におかれましては、保安規定の変更が併せて必要となる場合がありますので、申請時にご相談ください。

以上

連絡先変更のお知らせ

原子力規制委員会において平成 29 年7月1日付で行われた組織再編に伴い、原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)付の所掌していた核燃料物質及び核原料物質の使用に係る規制は、から、原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門、核燃料施設等監視部門に再編され、引き継がれました。

つきましては、連絡先が以下の通り変更となりましたので、今後、郵送物の送付等をいただく際には、お間違えのないようお願いいたします。

核燃料物質及び核原料物質の使用に係る申請・届出関係(放射線管理報告書、廃棄物管理状況報告書及び核原料物質在庫報告の提出を除く)の担当及び書類送付先

〒106 - 8450

東京都港区六本木1 - 9 - 9 六本木ファーストビル10階

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部

研究炉等審査部門 使用担当宛

電話 03 - 5114 - 2118(直通)

FAX 03 - 5114 - 2191

メールアドレス shiyou@nsr.go.jp

放射線管理報告書、廃棄物管理状況報告書及び核原料物質在庫報告の提出並びに保安検査及び立入検査関係の担当及び書類送付先

〒106 - 8450

東京都港区六本木1 - 9 - 9 六本木ファーストビル10階

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部

核燃料施設等監視部門 使用担当宛

電話 03 - 5114 - 2118(直通)

FAX 03 - 5114 - 2191

メールアドレス shiyou@nsr.go.jp

< 申請等の各手続の担当一覧 >

根拠条文	申請等の手続の内容	研究炉等 審査部門	核燃料施 設等監視 部門
第 52 条	核燃料物質の使用の許可	○	
第 55 条第 1 項	核燃料物質の使用の変更の許可	○	
第 55 条第 2 項	核燃料物質の使用の変更の届出	○	
第 55 条の 4 第 1 項	合併又は分割の認可	○	
第 57 条第 1 項	保安規定の認可及び変更認可	○	
第 57 条第 5 項	保安規定の遵守状況の検査		○
第 57 条の 6 第 2 項	使用の廃止に伴う措置計画の認可	○	
第 57 条の 6 第 3 項	廃止措置計画の変更の認可	○	
第 57 条の 6 第 3 項	廃止措置計画の変更の届出	○	
第 57 条の 6 第 3 項	廃止措置の終了確認		○
第 57 条の 7 第 2 項	許可の取り消しに伴う措置計画の認可	○	
第 57 条の 8 第 1 項	核原料物質の使用の届出	○	
第 57 条の 8 第 3 項	核原料物質の使用の変更の届出	○	
第 57 条の 8 第 7 項	核原料物質の使用の廃止の届出	○	
第 57 条の 8 第 8 項	核原料物質使用者の解散・死亡の届出	○	
第 68 条第 1 項	立入検査		○
使用規則第 7 条第 1 項	放射線管理報告書		○
使用規則第 7 条第 2 項	廃棄物管理状況報告書		○
原料使用規則第 6 条第 1 項	核原料物質在庫報告		○

根拠条文の条項については、特に記載のない限り、原子炉等規制法の条項を指す。また、「使用規則」は核燃料物質の使用等に関する規則を、「原料使用規則」は核原料物質の使用に関する規則をそれぞれ指す。施設検査、溶接検査については、担当部門が調整中であるため、決まり次第令第 41 条該当施設の方に別途連絡いたします。それまでの間は、核燃料施設等監視部門あてにご連絡ください。